別記

覺書

[illegible]

記

一、工場主ハ最寄ニ營業シタル解雇者三十七名中十八名ヲ復職セシムルコト
二、紫金制度ハ之ヲ廢止シ本給ノ五分位上スルコト　但シ外勤員ハ位上セス
三、臨時職業ノ場合ハ既往三ヶ月間ニ於ケル平均日收ノ半額ヲ支給スルコト
四、最低賃金制ニ付テハ工場主ハ好意アル考慮ヲナスコト
五、地方出張旅費ハ一日二時間ノ手當ノ外金二円ヲ支給ス
六、退職手當制ノ制定ハ工場主ノ誠意ニ一任スルコト
七、工場主ハ被解雇者十九名ノ解雇手當爭議中ノ日給其他一切ヲ合シテ金一万円也ヲ支給スルコト
八、從業員ハ來ル八月二十日ヨリ工場就業スルコト

昭和五年八月十八日

工場主　鈴木富太郎
代理人　渡辺專司
[illegible]　中島祐一
[illegible]　及田角三郎
調停者　瀬尚已代吉
　　葉沢七兵衛

勞秘第一、八五七號
昭和五年六月十六日

警視總監　丸山鶴吉

内務大臣　安達謙藏殿
社會局長官　吉田茂殿
神奈川、埼玉各縣知事殿

小枝製作所勞働爭議ニ關スル件（第一報ノ条生）

要旨＝臨時工一名ノ解雇シタルニ職長排斥其ノ他ノ嘆願書ヲ提出シ一部罷業ス

標記工場ニ勞働爭議發生シタルカ狀況左記ノ通

記

一、爭議發生ノ場所
府下王子町大字豊島一、一五九

爭 6.6.30 1275